

まず国民年金から貰える老齡基礎年金の受給資格条件をクリアできるか知ろう



国民年金から老齡基礎年金を貰える必要資格とは?



これまでは、老齡基礎年金を貰うためには国民年金の保険料納付済期間や厚生年金保険の保険料納付済期間を合算した期間が25年以上必要でした。

これが、平成29年8月1日からは、10年以上あれば老齡基礎年金を受け取ることができるようになりました。

ただし、老齡基礎年金を貰える「受給資格」に算入できるけど年金額に反映しない期間があります。

例えば、18歳で会社勤めをして厚生年金に65歳まで加入した人は、

- ・18歳～19歳の期間は老齡基礎年金を貰える「受給資格」になります。
- ・61歳～65歳の期間は老齡基礎年金を貰える「受給資格」になります。
- ・18歳～19歳と61歳～65歳の期間は国民年金から貰える老齡基礎年金の年金額に反映しません。

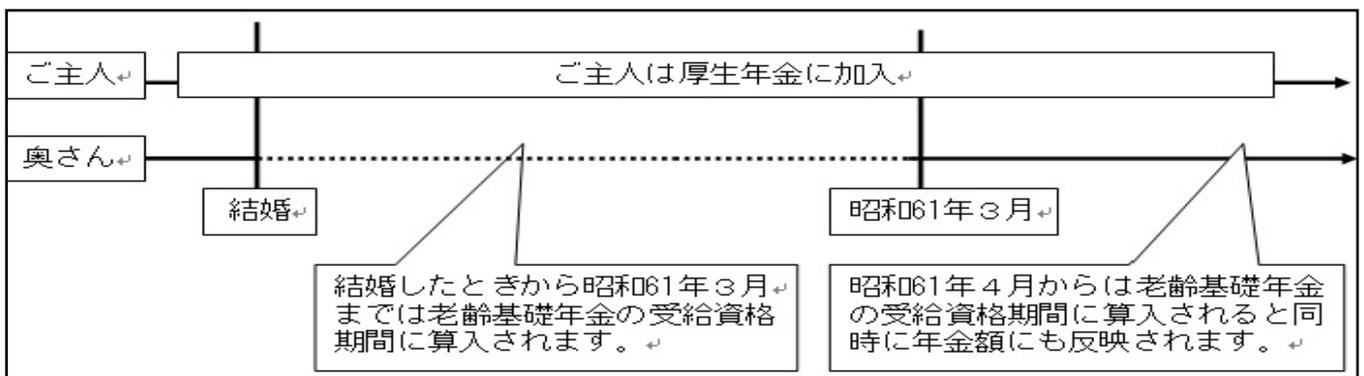
それは、国民年金の加入期間は20歳～60歳未満だからです。

このように「受給資格」になっても年金額に反映しない期間があります。

その一例として専業主婦の事例があります。

ご主人が厚生年金加入者の専業主婦は

- ・昭和61年3月までの期間は老齡基礎年金の「受給資格」に算入されますが年金額には反映されません。
- ・昭和61年4月以後の期間は「受給資格」に算入されます。
- ・同時にこの期間は老齡基礎年金の年金額にも反映されます。



老齢基礎年金をいくら貰えるかを知ろう



老齢基礎年金の受給資格を満たしたら年金額はいくら貰えるのですか？



- 老齢基礎年金の受給条件は、
 - ・保険料納付済期間と保険料免除期間の合計が10年以上である場合で65歳になったときに支給されます。
- 老齢基礎年金額の受給開始年齢は、
 - ・原則として65歳ですが
 - 60歳から減額された年金の繰上受給
 - 66歳から70歳までの年齢から増額された年金の繰下受給が
 - できます。
- 年金額は(平成31年4月分から)

$$\begin{array}{c}
 \text{保険料} \\
 \text{納付済月数}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{c}
 \text{全額免除} \\
 \text{月数} \\
 \times \\
 4/8
 \end{array}
 +
 \begin{array}{c}
 \text{4分の1} \\
 \text{納付月数} \\
 \times \\
 5/8
 \end{array}
 +
 \begin{array}{c}
 \text{半額} \\
 \text{納付月数} \\
 \times \\
 6/8
 \end{array}
 +
 \begin{array}{c}
 \text{4分の3} \\
 \text{納付月数} \\
 \times \\
 7/8
 \end{array}$$

780,100円 × $\frac{\quad}{40\text{年} \times 12\text{月}}$

- 上記の年金額計算式の保険料免除とは

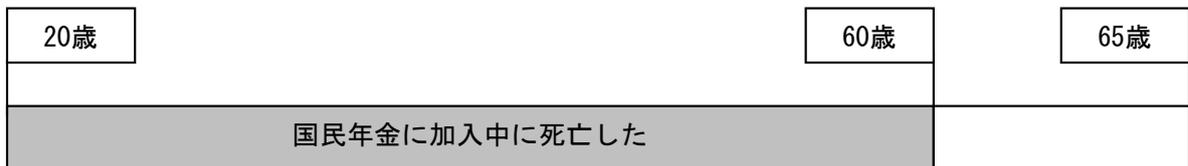
所得が少なく国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合に本人から保険料免除申請書を提出し、承認されると保険料の納付が免除になります。
- 免除月数は減算されます
 - 全額……………保険料納付済月数は半分になります。
 - 4分の1……………保険料納付済月数は5/8になります。
 - 半額……………保険料納付済月数は6/8になります。
 - 4分の3……………保険料納付済月数は7/8になります。

生きている期間貰える年金以外に亡くなったら貰える遺族基礎年金を知ろう



遺族基礎年金はどんな条件で貰えるのですか？

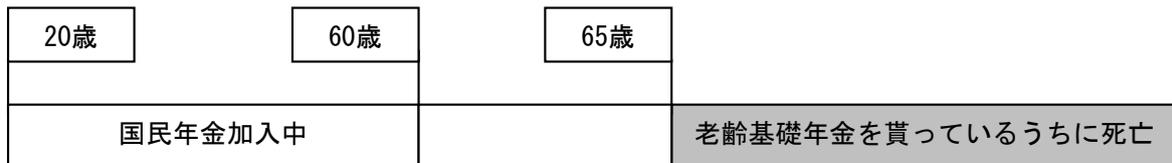
①国民年金の加入期間中に死亡。



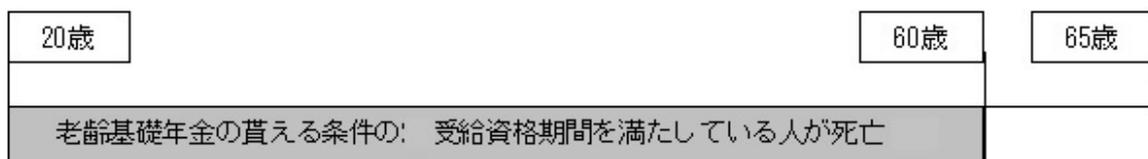
②国民年金に加入していた人で、日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人が死亡。



③老齢基礎年金を貰っている人が死亡(繰上げ期間中の死亡も含む)。



④老齢基礎年金を貰える資格期間を満たした人が死亡。



ただし、

- ・遺族基礎年金は18歳未満の子供がいる。
 - ・20歳未満の1・2級の障害状態の子供がいる
- と貰えますが、子供のいない妻は遺族基礎年金を貰うことができないのです。



遺族基礎年金はいくら貰えるのですか？



- 遺族基礎年金額(平成31年4月分から)

780,100円+子の加算

- この加算額は

第1子・第2子……各224,500円

第3子以降……各74,800円

子供がいる妻には、子供の人数によって

上記のように子供1人につき1人目、2人目までは224,500円。

3人目からは1人につき74,800がプラスされて貰えます。

子供が貰う場合は、子供の2人目は224,500円。

3人目からは1人につき74,800円がプラスされて貰えます。



遺族基礎年金の加算額はいつまで貰えるのですか？



子供が18歳になると加算額は消滅していきます。

例えば、8歳、10歳、12歳の子供がいると子供の加算額は1人目の224,500円+2人目224,500円+3人目74,800円=523,800円。12歳の子供が18歳になると3人目の74,800円は消滅し、449,000円。10歳の子供が18歳になると22,4500円。最後に、8歳の子供が18歳になると遺族基礎年金の780,100円も消滅し0円になります。